

26教総策第376号
平成27年1月23日

非開示決定通知書

増田 都子 様

東京都教育委員会



平成26年12月25日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

<p>1 公文書の件名</p>	<p>① 2013年6月13日の定例教育委員会後の懇談会の記録（メモ等） ② 2013年6月13日の定例教育委員会後の懇談会の資料</p>
<p>2 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>3 東京都情報公開条例第13条第2項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期</p>	<p>年 月 日。ただし、公文書の開示を希望する場合は、同日以後新たに開示請求が必要となります。</p>
<p>4 事務担当課</p>	<p>教育庁総務部教育政策課 電話番号 03-5320-6708</p>
<p>5 備考</p>	

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都教育委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(別紙)

公文書件名	根拠規定	当該規定に該当する理由
① 2013年6月13日の定例教育委員会後の懇談会の記録(メモ等)	東京都情報公開条例第7条第5号	当該公文書は、作成及び取得しておらず、存在しない。
② 2013年6月13日の定例教育委員会後の懇談会の資料		教育委員懇談とは、都の教育行政に係る当面の課題や今後の施策の方向性などについて、教育委員が自由かつ率直に意見交換を行うために、教育委員会定例会とは別に実施するものである。そこでの資料を公にすることにより、外部からの働きかけにより委員相互の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また、検討過程の情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがある。
	東京都情報公開条例第7条第6号	教育委員懇談とは、都の教育行政に係る当面の課題や今後の施策の方向性などについて、教育委員が自由かつ率直に意見交換を行うために、教育委員会定例会とは別に実施するものである。そこでの資料を公にすることにより、教育委員相互の率直な意見を聴取することが困難となり、今後の適正な教育行政の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

